

**警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)
の附則に基づく検討結果について(概要)**

1 趣旨

「警備業法の一部を改正する法律」(平成16年法律第50号)附則第11条に基づき、警備業法(昭和47年法律第117号)第18条、第19条及び第22条の規定について、その施行状況を勘案して検討を加えるもの。

2 検討の対象

(1) 検定の普及による警備員の知識及び能力の向上に関する規定(法第18条)

空港や原子力発電所における警備業務等、特定の種別の警備業務を行うときは、国家公安委員会規則に定められた基準(以下「配置基準」という。)に従い、検定の合格証明書を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない(以下「配置義務」という。)こととしたもの。

(2) 警備業務の依頼者に対する書面の交付に関する規定(法第19条)

警備業務を依頼する者が、契約の内容について十分理解した上で契約することを可能とするため、契約成立前に書面を交付して重要事項を説明するとともに、後日の紛争を防ぐため、契約成立後にも契約内容を書面で交付しなければならない(以下「書面交付義務」という。)こととしたもの。

(3) 警備業務の区分に応じた警備員指導教育責任者の選任等に関する規定(法第22条)

警備員に対するきめ細やかな指導教育を図るため、警備員指導教育責任者について、営業所ごとに加えて警備業務の区分ごとに選任しなければならないとし、3年ごとに現任講習を受けなければならないこととしたもの。

3 検討結果

(1) 法第18条について

警備業務全体の質の向上にも一定の成果

配置義務違反が散見され、依頼者側から違反となる配置を求められることもある

警備業者に対する指導監督の徹底/依頼者に対する配置基準の周知徹底

現行の検定や配置基準について見直し必要

テロの対象となり得る施設における配置基準の拡充や保安警備業務を検定制度の対象とすることについて検討

(2) 法第19条について

書面交付義務により依頼者保護に一定の成果

特定の業者との契約交渉に入る前に不良業者を排除する必要

行政処分に係る情報公開の一層の推進

(3) 法第22条について

きめ細やかな指導教育により警備員の犯罪や不適切事案の発生防止等に一定の成果

警備員指導教育責任者の資質向上が必要

講習の内容を一層実態に即したものに改善